

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (コンサル)

契約番号 : 6407

件名	海老名農業振興地域整備計画改定に係る基礎調査等業務委託	
履行場所	海老名市勝瀬175番地の1	
期間	令和6年6月4日 ~ 令和7年3月19日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	6,050,000 円 (税込)	5,500,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15% 以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限りませす。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30% 以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	328 都市計画及び地方計画	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○平成31年4月1日以降に契約した、地方公共団体が発注した農業振興地域整備計画の策定及び改定の業務実績を2つ以上有すること。 ○告示日現在において、プライバシーマーク又はISO27001の認証を取得していること。 ○管理技術者は次の資格の①については必須、②・③についてはいずれかを有すること ①農業農村地理情報システム技士 ②技術士(農業部門)③RCCM(農業土木) ○業務主任者は空間情報総括監理技術者の資格を有すること。 ※業務主任者は照査を行うため、管理技術者との兼任は不可 ○担当技術者は農業農村地理情報システム技士を配置すること。	
	落札数制限	なし	
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u>		

	<p>○「履行実績・許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出)</p> <ul style="list-style-type: none">・履行実績を確認できる書類(契約書の写し等)・プライバシーマーク又は ISMS の認証取得を確認できる書類の写し
<p>落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)</p>	<p>開札後、落札候補者は次の書類を F A X で提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。)</p> <p>○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び 3 ヶ月以上の雇用を確認できる書類 (雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し)</p> <p>※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号 (3 箇所) にマスキング(黒塗り)をして提出してください。</p>

海老名農業振興地域整備計画改定に係る基礎調査等業務委託 仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、海老名農業振興地域整備計画の全体見直しに向け、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第12条の2第1項による農業振興地域整備計画に関する基礎調査及び海老名農業振興地域整備計画（基礎資料編）の作成を目的とするものである。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、海老名市（以下「発注者」という。）が実施する海老名農業振興地域整備計画改定に係る基礎調査等業務委託（以下「本業務」という）に適用する。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月19日までとする。

(準拠法令および上位計画等)

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令や上位計画等に準拠して行うものとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律
- (2) 農地法
- (3) 土地改良法
- (4) 都市計画法
- (5) 森林法
- (6) 神奈川県農業振興地域整備基本方針
- (7) 農業振興地域制度事務必携
- (8) 農業振興地域制度に関するガイドライン、参考様式集
- (9) 農用地等の確保等に関する基本指針
- (10) 農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6
- (11) 個人情報保護に関する法律
- (12) えびな未来創造プラン 2020
- (13) その他の関係法令・規則・通達等

(技術者の選任)

第5条 受注者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。

2 受注者は、業務実施計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、次の技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者

管理技術者は、農業分野での計画等の作成業務に精通し、①及び②の資格を有する者であること。

①技術士（農業部門）またはRCCM（農業土木）

②農業農村地理情報システム技士

(2) 業務主任者（照査技術者）

業務主任者（照査技術者）は、本業務を実施する上で必要な知識を持つとともに、空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者で、空間情報総括管理技術者の有資格者であること。

3 受注者は、各種状況図の作成に携わるものとして、農業農村地理情報システム技士を管理技術者とは別に配置すること。

(提出書類)

第6条 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打ち合わせを行い、各工程についての作業計画を立案のうえ、以下に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。

(1) 委託業務着手届

(2) 業務工程表

(3) 業務実施計画書

(4) 委託業務主任者等選任届

(5) 委託業務主任者等の保有資格証の写し

(6) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を証明する書類の写し

(7) Pマーク（プライバシーマーク）の認証を証明する書類の写し

(情報セキュリティの確保)

第7条 本業務では個人情報を含む重要な情報資産を取り扱うことから、受注者はISMS（情報マネジメントシステム）及びPマーク（プライバシーマーク）の認証を取得していなければならない。

(資料の貸与及び返還)

第8条 発注者は、本業務の実施に必要となる図面・資料等を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与を受けた関係資料等について、業務完了後直ちに返還するものとし、写しを取っている場合も同様とする。また、業務完了後は発注者の承諾を得ずに、本業務によって得られた成果品をはじめとする各種資料は保持しないこととする。

(報告の義務)

第9条 受注者は常に発注者と連絡を密にし、業務の進捗状況を報告しなければならない。また、必要に応じて進捗工程表を提出するものとする。

(守秘義務)

第10条 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果について、第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第11条 本業務実施中に受注者の責めに帰すべき理由で生じた事故や過失等により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(完了検査)

第12条 受注者は、業務完了後に成果品、関係書類を提出し、発注者による完了検査を受けなければならない。なお、検査時に成果品に誤りや不備が発見された場合は、受注者の責任において速やかに成果品の訂正を行い、再検査を受けなければならない。

(瑕疵担保責任)

第13条 業務完了後であっても、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者の負担により速やかに補正・修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製、公表、貸与又は使用してはならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

第15条 本業務は、次章に掲げる業務内容に沿って実施するものとする。

- (1) 基礎調査 一式
- (2) 農業振興地域整備計画（基礎資料編） 一式

(対象区域)

第16条 本業務の対象とする区域は以下のとおりとする。

- (1) 農業振興地域：797.85ha
- (2) 農用地区域：89.6ha

第3章 基礎調査及びアンケート調査

(要旨)

第17条 本業務は、農業振興地域整備計画の基礎資料を作成するためのものであり、以下の項目についてとりまとめるものとする。

- (1) 基礎調査
- (2) アンケート調査原案作成・解析

(基礎調査)

第18条 発注者から貸与される政府又は地方公共団体が行う調査結果による資料のほか、農業委員会、土地改良区、普及指導センター、商工団体又は試験研究機関等の有する昨年度時点までの各種資料を収集し、各種基礎資料を整備するものとする。

2 基礎資料を作成するための本調査は、法第12条の2第1項に規定する事項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条の3各号に掲げる以下の(1)から(10)までの事項について行うものである。なお、これらの事項全てについて調査を行う必要はあるが、各事項の調査項目については、地域の基盤整備等の実態や市における既存調査の実施状況等を踏まえ、市の農業振興地域整備計画の改定に必要なものについて調査を行うものとする。

- (1) 農用地面積調査
- (2) 土地利用調査
- (3) 農業就業人口・規模調査
- (4) 農業生産調査

- (5) 農業生産基盤の整備調査
- (6) 農用地の保全・利用調査
- (7) 農業近代化施設整備の調査
- (8) 農業就業者育成・確保の調査
- (9) 農業従事者の農業以外就業状況調査
- (10) 農村生活環境調査

- 3 農用地面積調査については、「発注者」から貸与される既存の農用地区域一覽データ、土地課税マスタデータ及び地番図（shape ファイル形式）と突合処理を行い、農用地を特定し、不突合となった地番については、不突合リストを作成・提出し、発注者の修正指示に従うものとする。
- 4 発注者が貸与する現計画から変更計画に至る期間内の一部又は全部農地の除外許可一覽データ（エクセル形式）と前項で特定された農用地区域データと照合を行い、該当する除外された農用地を区域除外としてデータの修正を行うものとする。修正の過程で生ずる不明点については、適宜、発注者に確認し、指示に従うものとする。
- 5 道路整備事業など公共転用などで除外の必要のある農地については、土地課税マスタデータと最新の航空写真を照合しながら、除外する農用地の1筆を特定するものとする。特定の過程で生ずる不明点については現況不明リストを作成し、適宜、発注者に確認し、指示に従うものとする。
- 6 調査結果については、地理情報システム（以下、「GIS」という）を利用して shape ファイル形式で調査結果を入力・整理するものとし、面積集計演算処理を行いとりまとめることとする。
- 7 各種状況図の作成については、農業農村基盤図製品仕様書 Ver0.6 における地図作成手順や品質管理基準に従い作成するものとする。

（アンケート調査・分析）

第19条 関係団体及び生産者に対して、計画の見直しに向けた以下のアンケート調査を実施するものとする。

- (1) 関係団体（2団体程度）に対し、基礎調査に該当する項目に関する考え方をアンケートにより調査すること。
 - (2) 生産者（500世帯）に対し、農地利用、今後の農業経営、農業生産、農業近代化及び農業（土地利用構想）についての方向性等について、意向調査を行うこと。
- 2 受注者は、同調査の原案を作成し、発注者の承認を得るものとする。
 - 3 受注者は、アンケート等の印刷・封入、宛名ラベルの貼り付けを行うなど、

配布に向けた準備を行うものとする。

- 4 受注者は、収集されたアンケート等の結果について、集計・分析等を行うものとする。
- 5 アンケート及び意向調査の配布・回収郵送費については受注者が負担するものとする。

第4章 農業振興地域整備計画作成（基礎資料編）

（基礎資料編の作成）

第20条 受注者は、基礎調査及びアンケート調査の結果を踏まえ、農林水産省が定める参考様式に基づき基礎資料及び附図を作成するものとする。なお、附図はshape形式によって作成するものとする。

（地域の概況）

第21条 農業振興地域の概況について、以下の（1）から（4）の項目についてとりまとめを行うものとする。

（1）人口及び産業経済の動向及び見通し

農林業センサス、市統計、市構想、県将来推計人口、県民経済計算等を活用し、地域の人口、世帯数、産業別の就業人口、生産額等の推移を記述し、地域経済の特色及び農業の占める位置をとりまとめ作表すること。

- ・総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し
- ・産業別生産額の動向及び見通し

（2）地域の開発構想

地域の都市化及び工業化の動向、道路等の建設、産業振興、地域開発等に関する国、地方公共団体、事業者等の計画又は構想の概要を簡潔に記述すること。

（3）農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

地域に関する野菜指定地等、法令に基づく農業振興計画及び地域指定について記入すること。

（4）農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

土地利用又は地域の農業以外の産業振興に関する地域等の指定のうち、法令に基づくものについて整理し、記入すること。

(農業生産の現況及び見通し)

第22条 農業生産の現況及び見通しについて、以下の(1)と(2)の項目について整理するものとする。

(1) 重点作目の概要

水田の汎用化と水田農業の生産性の向上に留意しつつ、当該地域の農業生産の再編成を図る上での重点作目を明らかにし、その生産の動向と見通しについて記述すること。また、食品産業と関連した加工原材料の農産物を生産する地域においては、別途、当該作目に係る農業生産の動向と見通しについて記述すること。

(2) 農業生産の動向と見通し

重点作目を含め主要作目について、作物統計、農林業センサス等により作表すること。

(土地利用の現況及び見通し)

第23条 土地利用の現況及び見通しについて、以下の(1)と(2)の項目について整理するものとする。

(1) 農業振興地域の土地利用の動向及び見通し

過去年及び現況の「農用地」、「混牧林地」及び「農業用施設用地」について、「農業振興地域の管理状況調査」及び「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」の結果により記入すること。加えて、「混牧林地以外の山林原野」、「住宅地」、「工業用地」及び「その他」欄は、市行政区域の土地利用の動向を基礎として、当該知己の土地利用の動向を作成し、記入すること。また、見通しについては、市の総合計画等によるほか、達成状況調査結果等による農用地区域からの除外、編入、荒廃農地の発生・再生等のこれまでの趨勢を踏まえた推計等により記入すること。

(2) 森林の混牧林地としての利用可能性

用途区分における混牧林地の面積と、混牧林地として利用されていない森林に対し、地域の特性、土地利用上の制約等を考慮し、混牧林地として利用可能な森林の位置、面積、利用方法等を大まかに記述すること。

(農業生産基盤の現況及び見通し)

第24条 農業生産基盤の現況及び見通しについて、以下の(1)と(2)の項目について整理するものとする。なお、農業生産基盤とは、主に用排水改良、区画整理、農道整備、暗渠排水、農用地造成等を対象にした農業農村整備事業をいう。

(1) 農地の整備率

農業基盤情報基礎調査の結果を参考にし、その後の整備状況に造成及びかい廃の状況を踏まえ記入すること。

(2) 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

現計画から変更計画に至る期間において、基盤整備に係るすべての国営事業・県営事業と、これ以外の団体営事業等により施行されたほ場整備事業あるいは農用地造成事業等の主要な面的な事業を対象に、発注者が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。受注者は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益面積 (ha)、事業費 (千円)、主要工事の名称及び事業量、事業主体、事業の着工完了 (予定) 年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理すること。

2 農業生産基盤の整備開発で調査した事業は、その位置を示す農業生産基盤整備状況図を作成すること。

3 農業生産基盤整備状況図は、現計画で示す事業と併せて網羅的に作成すること。また、同図の作成にあたっては、事業の位置や範囲を示す図形データ (Shape ファイル形式) をGISにより作成することとし、市で運用する統合型GISで利用できるよう、地形図、行政界、農業振興地域界と併せて重層的に図示し、経年的に発注者が電算管理できるよう調製すること。

〔作成図面〕 農業生産基盤整備状況図

(農用地等の保全及び利用の現況及び見通し)

第25条 農用地等の保全及び利用の現状について、以下の(1)から(7)の項目に従い整理するものとする。

(1) 経営体数の動向及び見通し

農業センサスおよび市統計に基づき、農業経営体数(家族経営体、組織経営体を内訳とする)および経営耕地規模別内訳(0.5ha未満、0.5~1.0ha、1.0~3.0ha、3.0~5.0ha、5.0~10ha、10~20ha、20ha以上)を過去3回の状況を整理し作表すること。また、発注者が貸与する人・農地プラン、農用地利用集積計画等これまでの趨勢を踏まえた推計値に基づき、上記項目の見通しを作表すること。

(2) 耕地の拡張及びかい廃

発注者が貸与する資料より耕地の拡張面積、かい廃面積(自然災害、人為かい廃、非農林業用途への転用、農林道等植林、荒廃農地等について過去の実態と見通しを作表すること。

(3) 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

農用地等の保全整備に係る各種事業とは、農用地等の土壌浸食や崩壊

等を防止するための排水施設・防災ダム等の防災施設整備などの自然災害等による悪影響を除去するために行う事業やほ場整備事業等による荒廃農地等の整備・復旧をいう。

2 同事業に対し現計画から変更計画に至る期間において、把握可能なすべての国営事業・県営事業と、これ以外の団体営事業等でも規模の大きい事業を対象に、発注者が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。受注者は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益面積（ha）、事業費（千円）、主要工事の名称及び事業量、事業主体、事業の着工完了（予定）年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理すること。

3 本条で調査した事業は、その位置を示す農用地等保全整備状況図を作成すること。作成方法は、第24条3に示す農業生産基盤整備状況図と同様にすること。

〔作成図面〕農用地等保全整備状況図

（4）農用地利用集積の現況と見通し

発注者が貸与する市統計等の資料に基づき、担い手の農地面積（自作地、借入地、特定作業受託地）、耕地面積、担い手の農地利用集積率、認定農業者数について、現況と見通しを整理し作表すること。

（5）権利移動の動向－農用地等の流動化諸方策別

発注者が貸与する農業委員会の現況と見通しを示した資料に基づき、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業の件数（売買、貸借）、面積（売買、貸借）および利用権設定等促進事業の所有権移転・利用権設定の件数、面積を整理し、事業別に作表すること。

（6）農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の動向

発注者が貸与する過去2年分と現況を示す資料に基づき、農作業の受委託（戸数、面積）、農作業の共同化（組織数、面積）、耕地利用率、裏作導入面積について、それぞれ作表すること。

（7）農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

農家アンケート調査結果等に基づいて、規模拡大／規模縮小の希望戸数、面積を整理し、作表すること。

（農業近代化施設整備の現況及び見通し）

第26条 共同栽培管理施設（農業機械、育苗施設、温室管理施設、れき耕施設等）、共同集出荷貯蔵施設（集荷所、貯蔵所、集乳所等）、共同処理加工施設（穀類

乾燥調整施設、乾燥施設、加工施設、畜産物処理所等)、共同飼料供給施設(農業機械、飼料調整貯蔵運搬施設等)、共同飼養管理施設(畜舎、家畜用水施設、放牧施設、家畜管理所等)等の農業近代化施設の整備状況について、生産関係施設と流通加工関係施設に分け整理するものとする。

2 同施設に対し現計画から変更計画に至る期間において、共同利用施設であれば国又は県の補助事業によるものを対象に、発注者が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。受注者は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益面積(ha)、受益戸数、事業費(千円)、施設概要(名称、数量・規模)、事業主体、事業の着工完了(予定)年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理すること。

3 本条で調査した事業は、その位置を示す農業近代化施設整備状況図を作成すること。作成方法は、第24条3に示す農業生産基盤整備状況図と同様にする

〔作成図面〕農業近代化施設整備状況図

(農業就業者育成・確保の現況及び見通し)

第27条 農業就業者育成・確保の現況及び見通しについて、以下の(1)から(2)の項目に従い整理するものとする。

(1) 新規就農者の動向及び見通し

発注者が貸与する市統計等の資料に基づき、新規就農者について過去年の実態と見通しを作表すること。

(2) 農業就業者育成・確保施設の状況

農作業体験施設、就農支援施設、農業情報に係る情報通信施設及びこれに類する施設、農業を担うべき者及びその家族が利用する福祉施設並びに医療施設等の施設、住宅などを対象に、発注者が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。受注者は貸与資料より指定様式へ整理を行い、施設名称、施設内容、施設規模、施設の対象者、事業主体、設置年、状況図と整合を図る対図番号を表として整理すること。

2 本条で調査した事業は、その位置を示す農業近代化施設整備状況図を作成すること。作成方法は、第24条3に示す農業生産基盤整備状況図と同様にする

〔作成図面〕農業就業者育成・確保施設整備状況図

(就業機会の現況及び見通し)

第28条 農業従事者の他産業への就業状況や農工法に基づく開発状況等を指定様式に基づいて整理するものとする。

- (1) 農業従事者の就業の動向及び見通し－専兼業等別
- (2) 農業従事者の就業の現況－他産業別
- (3) 農村産業法等に基づく開発計画の概要
- (4) 農業従事者に対する就業相談活動の現況
- (5) 企業誘致及び企業誘致活動の現況

(農村生活環境の現況及び見通し)

第29条 集落部における生活環境整備事業の実施状況と現在の問題点を整理し農村生活環境整備状況については、図面の作成を行うものとする。

(1) 農村生活環境整備事業等の実施状況

農業振興地域を受益の対象とした国又は県の補助事業による集会施設、農村公園、農村広場、農業集落排水事業について、発注者が貸与する資料に基づき次の内容を整理すること。受注者は貸与資料より指定様式へ整理を行い、事業種目、受益地区、受益戸数（人口）、事業費（千円）、主要工事又は主要施設名、事業の着工完了（予定）年度、状況図と整合を図る対図番号を表として整理すること。

- 2 本条で調査した事業は、その位置を示す農村生活環境整備状況図を作成すること。作成方法は、第24条3に示す農業生産基盤整備状況図と同様にすること。

〔作成図面〕農村生活環境整備状況図

(2) 農村生活環境整備の問題点

農村生活環境の現状及び農村生活環境整備事業等の実施状況等を踏まえ、農村生活環境、農村生活環境整備等についての問題点について、下記の①～⑤に分けて記述すること。

① 安全性

防災、防火、交通安全、防犯等について取りまとめること。

② 保健性

ごみ処理、排水処理、ふん尿処理、害虫駆除、給水、保健・医療等について取りまとめること。

③ 利便性

交通通信等について取りまとめること。

④ 快適性

農村公園、老人、託児等に関連する公共施設の利用等について取りまとめること。

⑤文化性

スポーツ活動、教養娯楽、郷土行事、芸能保存等について取りまとめること。

(森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況と見通し)

第30条 本地域における林業の位置づけ、森林面積、樹種、林齢構成等の現況、森林施業の動向、林道の整備状況、林産物の生産流通加工施設の整備状況、林業生産の動向、林家の状況、森林組合の現況、林業関連産業の動向等について記述するものとする。

(1) 林業の概況

当該地域における林業の位置づけ、森林面積、樹種、林齢構成等の現況、森林施業の動向、林道の整備状況、林産物の生産流通加工施設の整備状況、林業生産の動向、林家の状況、森林組合の現況、林業関連産業の動向等について記述すること。

(2) 農業振興と林業振興との関連に関する現状及び問題点

所得、就業、土地利用及び林産物の農業資材・施設としての利用等の面から、農業の振興と林業の振興の関連についての現状と問題点を記述すること。

(3) 林業の振興に関する諸計画の概要

地域森林計画、市森林整備計画、林業生産流通総合対策事業計画等の策定状況を整理し、その概要を記述すること。

(地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況)

第31条 当該地域において締結されている協定、申合せ等の内容について整理するものとする。

2 法に基づく協定はすべて整理し、法以外のものは、過去3か年について整理するものとする。

(1) 協定制度の実施状況

(2) 交換分合

① 実施状況

② 今後の見通し

(農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等)

第32条 農業及び農村の振興及び整備を図るための市、農業団体、集落を含めた推進体制を図示するものとする。

- (1) 推進体制図
- (2) 市の財政状況（過去5年間）
- (3) その他参考となる事項

第5章 成果品

(成果品の納入場所)

第33条 本業務の成果品納入場所は、海老名市経済環境部農政課とする。

(成果品)

第34条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。なお、納品するShapeデータに関しては、市で運用する統合型GISで利用するため、空間情報統括監理技術者による照査の上納品すること。統合型GISにセットアップした後、データ不備や動作不要が確認された場合は、納品後であっても正常に動作するようデータ修正を行うこと。

- (1) 農業振興地域整備計画基礎資料〔A4簡易ホッチキスとめ製本〕5部
- (2) 現行農用地地番図データ〔shapeファイル形式〕1式
- (3) 農業振興地域整備計画基礎資料原稿データ〔MS word〕1式
- (4) 基礎資料附図原稿データ〔PDF〕1式
- (5) 業務報告書 1式
- (6) その他発注者、受注者協議により、決定したもの1式

第6章 その他

(打合せ協議)

第35条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡を取り、業務の実施方針、条件等について協議を行うものとする。また、協議終了後その内容を速やかに記録し、発注者の確認を受けるものとする。

- 2 関係機関との協議についてもその内容について記録し、発注者へ提出し確認を受けるものとする。
- 3 関係機関等との協議が必要な場合は、事前に協議するものとする。

履行に必要な資格

受注者は、業務実施計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、次の技術者を配置しなければならない。

(1) 管理技術者

管理技術者は、農業分野での計画等の作成業務に精通し、①及び②の資格を有する者であること。

①技術士（農業部門）または RCCM（農業土木）

②農業農村地理情報システム技士

(2) 業務主任者（照査技術者）

業務主任者（照査技術者）は、本業務を実施する上で必要な知識を持つとともに、空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な経験を有した者で、空間情報総括管理技術者の有資格者であること。

また、各種状況図の作成に携わるものとして、農業農村地理情報システム技士を管理技術者とは別に配置すること。

その他必要な資格

(1) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

(2) JISQ15001（プライバシーマーク）

海老名農業振興地域整備計画改定に係る基礎調査等業務委託
設 計 書

履行実績・許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
履行実績・許認可等の要件※入札案件概要書 その他の要件等から転記	

1. 許認可・資格等の概要

(入札参加条件として、許認可・資格・認証等を指定していない場合は記入不要)

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

2. 履行実績の概要

(入札参加条件として、履行実績を指定していない場合は記入不要)

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し	枚
※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/>	枚
	<input type="checkbox"/>	枚

※入札案件概要書に記載する条件に該当する参加条件を、案件ごとに記載してください。

※許認可・資格・認証・実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。(コメントの付加、マーカー表示など)

担当者様 _____

連絡先 _____